

# 「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。  
 なお、代理の方が請求する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住 所	収入印紙を貼るところ
	(フリガナ)	
	氏 名	
	連絡先(電話番号) (印)	収入印紙
証明を受ける方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住 所	必ず貼ってください。
	(フリガナ)	
	氏 名	1 通につき300円 ※割印はしないでください。
	連絡先(電話番号) (印)	
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所	※印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	宛 先	
	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
添付書類 下記⑨参照	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が請求するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を請求する時に社員等から代表者への委任状も必要) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が請求するときに必要) <input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として請求するときに必要)	
証明事項 (いずれかの□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> その他 ( ) とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)	
請求通数	<input type="text"/>	※請求通数は右詰めで記入してください。 証明を受ける方の氏名のフリガナ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏 名													
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	西暦	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			年	<input type="text"/> <input type="text"/>	月	<input type="text"/> <input type="text"/>	日
③住 所	都道府県名				市区郡町村名								
	丁目 大字 地番												
④本 籍	都道府県名				市区郡町村名								
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)												
	<input type="checkbox"/> 国籍												

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に☑し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

⑨ 請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類は必ず提示または添付してください(裏面注4参照)。

- 記入方法：1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、      と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。  
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。  
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に☑し       年   月   日と右詰めで記入。  
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> ( )	
<input type="checkbox"/> 封筒	

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日
				交付	年 月 日

## 「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

### 1 証明書の交付申請手続

#### ○窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒申請書と下記2(4)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口へ提出。

\*東京法務局民事行政部後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っています。（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）（注2）

#### ○郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通⇒300円）を貼付。

⇒申請書に下記2(4)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

\*なお、郵送請求の場合は東京法務局民事行政部後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

### 2 申請書の記入上の注意事項等

#### (1) 「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が請求する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

#### (2) 「代理人」欄

代理人が請求する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

#### (3) 「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

#### (4) 「添付書類」欄及び本人確認書類（次の場合に応じて添付書類の提出及び本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

①証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

②本人確認書類（請求される方のもの）（注4）

○代理人が請求する場合

①本人確認書類（代理人のもの）（注4）

②証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※戸籍謄本等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く。）。

なお、戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

#### (5) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、《宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業》については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

#### (6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項は明瞭に記入してください。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。

収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注4 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

## 成年後見制度における診断書作成の手引

最高裁判所事務総局家庭局

## はじめに

この手引は、成年後見制度において診断書を作成する際に参考としていただくために、制度の概要を説明するとともに、成年後見制度における診断の位置付け、診断書書式、診断書記載ガイドライン及び診断書記載例の内容、診断の手續について説明したものです。

ここに示した書式等は、成年後見事件の補助及び任意後見の手續において判断資料として用いられる診断書として必要かつ十分なものとしてのモデルとして作成されたものです。新しい成年後見制度においては、使いやすい制度として作られている補助及び任意後見の利用者が多くなることが予想されていますが、これらの手續では、診断書を判断資料とすることが原則となることから、円滑な審理を進め利用者の便宜に資するために、判断資料として用いられる診断書の書式を作成したものです。成年後見制度における診断の位置付けを踏まえて、この書式等を参考に、事案に応じた適切な診断書が作成されるようにしていただきたいと考えています。

なお、この診断書の書式については、今後の実務の動向を注視しながら、必要に応じて修正を加えていきたいと考えています。

平成 12 年 1 月

最高裁判所事務総局家庭局

標題を「新しい成年後見制度における診断書作成の手引」から「成年後見制度における診断書作成の手引」に改めるとともに、本文についても若干の表記上の修正を行った（平成 18 年 5 月）。

本文の記述の一部を、最近の家庭裁判所実務の実情に即したものに改めた（平成 23 年 6 月）。

本文の記述の一部を、家事事件手続法の施行に伴って追記した（平成 25 年 12 月）。

## 目 次

成年後見制度における診断書作成の手引	1
診断書の書式	8
診断書記載ガイドライン	9
診断書記載例	11

# 成年後見制度における診断書作成の手引

## 第1 成年後見制度の概要

### 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上的障害により判断能力が不十分な者について、契約の締結等を代わって行う代理人など本人を援助する者を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの者を保護する制度です。

### 2 平成12年の制度改正前の成年後見制度（旧制度）

平成12年の制度改正前の成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、禁治産と準禁治産の2つの類型が設けられていました。禁治産は、心神喪失の常況にある者（自己の財産を管理・処分することができない程度に判断能力が欠けている者）を、準禁治産は、心神耗弱者（自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である程度の判断能力しか有しない者）を対象とし、それぞれの判断能力の程度に応じて保護の内容が法律（民法）で定められていました。しかし、この制度は、判断能力の不十分さが心神耗弱に至らない比較的軽度な者を対象としておらず、また、制度が硬直的であるなど、いろいろな点で利用しにくいとの指摘がありました。さらに、制度の運用についても、時間や費用の面で当事者に少なくない負担がかかっているとの指摘がありました。

### 3 現行の成年後見制度

現行の成年後見制度は、旧制度に対する指摘を踏まえて、本人の状況に応じた弾力的で利用しやすい制度を提供するもので、平成12年4月1日から施行されました。この成年後見制度には、旧制度の禁治産、準禁治産の制度を改めた「法定後見」（民法で定められます。）と、新しく作られた「任意後見」（任意後見契約に関する法律で定められます。）があります。

法定後見は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型があり、精神上的障害により本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、この者に本人を代理するなどの権限を与えることにより本人を保護するものです。判断能力の不十分さが最も重度な者を対象とするのが後見で、次いで保佐、そして補助になります。旧制度のうち禁治産が現行の制度の後見に、準禁治産が現行の制度の保佐に相当します。補助は、新しく設けられた類型で、判断能力が不十分ではありますが、

その状態が後見や保佐の対象となる程度には至っていない者を対象とします。

任意後見は、本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、本人があらかじめ締結した契約（任意後見契約）に従って本人を保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

なお、成年後見制度は、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等精神上の障害により判断能力が不十分な者を対象とします。すなわち、身体機能に障害があるため一人では十分に財産上の行為を行うことができなくても、判断能力が十分ある者は、対象者から除かれます。

#### 4 後見の概要

後見の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法 7 条）です。これは、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者、すなわち、日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらい必要がある程度の者です。後見が開始されると、成年後見人が選任され、成年後見人は、本人の行為全般について、本人を代理することができます。本人がした行為を取り消すことができます<sup>(注1)</sup>。

(注1) 後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入等日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています（民法 9 条）。しかし、このことは、後見の対象者には日常生活に関する行為をする能力があることを前提としたものではありません。すなわち、後見の対象者は、前記のとおり、日常的に必要な買い物も自分ではできない程度の者ですが、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるような社会を作るという理念）から、法律はそこまで介入せず、日常生活に関する行為については取り消し得ないとしたものです。

#### 5 保佐の概要

保佐の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法 11 条）です。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な程度の者、すなわち、日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の者のことです。ただし、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は、保佐ではなく、後見の対象者となります。

保佐が開始されると、保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為については、保佐人の同意を要することとされ、本人又は保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為を取り消すことができます<sup>(注2)</sup>。また、必要があれば、家庭裁判所は、保佐人に本人を代理する権限を与えることができます。

(注2) 保佐人に同意権・取消権が与えられる重要な財産行為とは、①元本を領収し又は利用すること、②金銭を借り入れたり保証をすること、③不動産その他重要な財産(自動車等)の売買等をする事、④訴訟行為をすること、⑤贈与、和解又は仲裁合意をすること、⑥相続の承認若しくは放棄又は遺産分割をすること、⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること、⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること、⑨建物については3年、土地については5年を超える期間の賃貸借をすることです(民法13条1項)。したがって、これらのすべてについて自分ではできず、常に援助が必要であるという程度の判断能力の者が保佐の対象者とみることができます。その代表的なものは、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等ですから、これらについて常に援助が必要かどうか、保佐に該当するか、あるいは保佐に至らない程度であるかを判断する指標とすることができるでしょう。

## 6 補助の概要

補助の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」(民法15条1項)です。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の者、すなわち、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の者をいいます。ただし、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度に判断能力が著しく不十分な者は保佐の対象者に、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は後見の対象者になるので、補助の対象とはなりません。

補助が開始されると、補助人が選任され、補助人に本人を代理する権限や、本人が取引等をするについて同意をする権限が与えられます。代理権や同意権の範囲・内容は、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断した上で決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人又は補助人は、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

補助を開始するに当たっては、本人の申立て又は同意が必要とされています。補助の対象者は、後見及び保佐の対象者と比べると、不十分ながらも一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること又は本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。この本人の同意は、家庭裁判所が確認するものです。これに対し、後見及び保佐においては、これらを開始するに当たり、本人の同意は要件とされていません。

## 7 任意後見の概要

任意後見は、本人に判断能力があるうちに、将来精神上の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人となるべき者及びその権限の内容をあら

はじめ公正証書によって契約しておき、本人の判断能力が低下した場合に、関係者からの申立てにより家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは、本人の判断能力が、法定後見でいえば、少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。任意後見人には、契約で定められた代理権のみが与えられます。

任意後見においても、本人の自己決定を尊重する観点から、契約の効力を生じさせるに当たって、本人の申立て又は同意が必要とされており、家庭裁判所がこの本人の同意を確認することになります。

## 8 裁判所による監督

後見、保佐又は補助が開始された場合、家庭裁判所は、後見人、保佐人又は補助人に対し、その事務について報告を求めたり、本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、後見監督人等を選任して監督に当たらせることができます。また、後見人等が不正行為をするなど、その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人の事務を監督することになりますが、後見等の場合と同様に、任意後見人にその任務に適しない事由があるときは、任意後見人を解任することができます。

こうした監督を通じて、後見等の事務が適正に行われることが担保されています。

## 第2 診断書作成上の留意事項

### 1 成年後見制度における診断と鑑定

家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見及び保佐開始の審判をすることができないとされていますが、診断書の記載等から明らかに鑑定の必要はないと認めるときはこの限りではありません<sup>(注3)</sup>。一方、補助及び任意後見については、鑑定を要しないものとされ、医師の診断書で足りるとされていますが、これらについても、必要に応じて鑑定が行われることがあります。そのため、後見等の申立てをする場合には、一般的に本人の精神の状態について医師の診断書を提出していただいております。

(注3) 鑑定書を作成する上での留意事項(鑑定書書式・記載ガイドライン・記載例等)については、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を参考にしてください(最寄りの家庭裁判所又は裁判所ウェブサイト([http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_09\\_02/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html))で入手することができます。)

## 2 診断書書式、診断書記載ガイドライン及び診断書記載例

診断書書式及び診断書記載ガイドラインは、裁判所にとって後見等の事件の手続で判断の資料となる診断書の記載の一般的な基準を示したものです。診断書書式は、診断書に求められる記載事項を示し、診断書記載ガイドラインは、それぞれの記載事項の意味や記載の要領を示しています。

後見は、精神上の障害により本人の判断能力が欠けていること、保佐は、精神上の障害により本人の判断能力が著しく不十分であること、補助は、精神上の障害により本人の判断能力が不十分であることが要件とされており、任意後見は、精神上の障害により本人の判断能力が少なくとも補助に該当する程度以上に不十分であること（保佐、後見に該当する場合も含まれます。）が要件とされているので、診断書には、この点を認定するための資料となる記載、すなわち本人の精神上の障害に関する記載と本人の判断能力の程度に関する記載が求められます。また、診断書記載例は、診断書を作成する上での参考とするために、後見等の手続において比較的多く現れると考えられる症例を想定して、診断書記載ガイドラインに沿って作成したものです。

この診断書は、通常の臨床で行われる程度の診察により作成されることを前提としています。成年後見制度を当事者に利用しやすいものとするため、診断書の記載に要する利用者の時間面あるいは費用面での負担が、通常の診断書を作成する場合と比べて過度に大きなものにならないような運用が望まれます。

そこで、この診断書は、以前から本人を診察している医師が作成する場合や病状が明らかな場合には、1回の診察で作成されることが想定されています。また、以前には診察を受けていなかったために医学上の資料が不十分な場合であっても、おおむね1か月程度の期間、2、3回程度の診察で作成されることが想定されています。なお、通常の臨床で行われる程度の診察では本人の病状や判断能力の程度について判断をすることが困難である場合など、より慎重な手続を要する場合には、その旨を診断書に注記することができます。

また、この診断書は、裁判所が本人の判断能力を認定するための資料として用いるためのものですから、判断能力についての意見を記載するようになっています。本人の判断能力の具体的な程度についての資料があると、以後の手続の円滑な進行に役立つため、本人の判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれます。

任意後見の場合には、本人の判断能力が不十分、著しく不十分又は判断能力を欠く場合のいずれをも対象とすることから、本人の判断能力がこのいずれかの程度に当たることが分かれば、それ以上にどの程度に当たるかを判断しなくても保護を開始することができます。ただし、この場合にも、本人の判断能力の具体的な程度についての資料があると、以後の手続の円滑な進行に役立つため、本人の判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれます。

なお、家庭裁判所によっては、成年後見事件の審理をさらに円滑に進めるために、

この診断書書式を一部変更したり、項目を付加した診断書書式を使用している場合があります。成年後見事件の当事者からそのような書式での診断書作成の依頼があった場合にもご協力をお願いします。

裁判所ウェブサイト ([http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_09\\_02/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html)) から、入力可能な「診断書書式」(Word形式)のダウンロードができます。

### 3 診断の手続

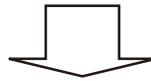
この診断書は、鑑定書とは異なり、裁判所が、診断を行うことを決定したり、診断をする医師を指定して依頼して作成されるものではなく、通常の診断書と同様、当事者が医師に依頼して作成されるものであり、診断書作成にかかる費用は、通常の診断書の場合と同様、当事者の負担となります。成年後見のための診断書を作成する医師にも資格等による限定はありませんが、この診断書は、本人の精神の状況について医学的見地から判断をするものですから、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師又は主治医等で本人の精神の状況に通じている医師によって作成されるものと考えられます。また、診断書の内容についてさらに確認したい点がある場合には家庭裁判所から質問が行われることもあります。診断書を作成した医師に成年後見の手続において証言を求めることは少ないものと考えられます。

### 4 診断書の開示

平成 25 年 1 月 1 日に施行された家事事件手続法により、診断書は、原則として、当事者に対して開示される扱いとなります。詳細は次頁のとおりです。診断書の作成に際しては、この点に留意してください。

## 診断書の開示について

旧（家事審判規則 12 条 1 項）		
事件の関係人（※1）から 開示の申出があった場合	原則と例外	<b>原則として非開示</b> （例外的に開示）
	開示の要件	家庭裁判所（家事審判官）が相当と認めるとき
	不服申立て	開示を認めないとする結論に対して 不服申立てはできない。



新（家事事件手続法 47 条）		
当事者（※2）から 開示の申出があった場合	原則と例外	<b>原則として開示</b> （例外的に非開示）
	非開示の要件	当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあると認められるとき（※4）
		当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるとき（※5）
		事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、当事者に開示することを不相当とする特別の事情があると認められるとき
不服申立て	開示を認めないとする結論に対して 不服申立てができる。	
利害関係を疎明した第三者 （※3）から 開示の申出があった場合	原則と例外	<b>原則として非開示</b> （例外的に開示）
	開示の要件	家庭裁判所（裁判官）が相当と認めるとき
	不服申立て	開示を認めないとする結論に対して 不服申立てはできない。

- ※1 事件の関係人とは、申立人、本人、親族などをいう。
- ※2 当事者とは、事件の申立人や、手続に参加した本人及び親族などをいう。
- ※3 利害関係を疎明した第三者とは、手続に参加していない本人及び親族などをいう。
- ※4 診断書を閲覧した当事者が押し掛けることが予想される場合の、診断医の住居所や勤務先病院などがこれに当たる。
- ※5 本人の病歴や犯罪歴が社会的に露呈されると、本人の社会生活に著しい支障が生じるおそれがある場合などがこれに当たる。

(家庭裁判所提出用)

※ この診断書の記載要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

診 断 書 (成年後見用)

1 氏名	男・女
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)	
3 判断能力についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見)欄に記載する)	
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。	
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。	
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。	
<input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。	
(意見)	
判定の根拠 (検査所見・説明)	
備考 (本人以外の情報提供者など)	

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

## 診断書記載ガイドライン

1 氏名						男・女
生年月日	M・T・S・H	年	月	日生	(	歳)
住所						

### ガイドライン

- 生年月日は、西暦で記載してもよい。

2 医学的診断
診断名
所見（現病歴，現在症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
備考（診断が未確定のときの今後の見通し，必要な検査など）

### ガイドライン

#### 〈診断名〉

- 病名についての診断を記載する。鑑定で求められる程度の検査・診察を行った上での確定診断である必要はないが、病院で通常に行われる程度の診察によってなされる診断である必要がある。成年後見の開始に当たっては、何らかの精神上の障害があることを要するので、病名についての確定診断が得られない場合には、状態像についての診断又は病名についての最も可能性の高い診断名（病名については「～の疑い」という形でもよい。）が求められる。

#### 〈所見欄〉

- 現病歴，現在症，重症度，現在の精神状態と関連する既往歴・合併症などについて，診断を導く根拠と考えられる症状の要点を簡潔に記載する。発症の時期，経過についても概要を記載するほか，現病歴，既往の疾患のうち，現在の精神の状態に影響を与えるものがある場合には，必要に応じてこの欄に記載する。
- 精神医学的診断に必要な検査については，実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては，それを用いてもよい（その場合には，検査を実施した場所，検査日時についても記載する。）。  
身体の状態についての検査としては，①理学的検査，②臨床検査（尿，血液）などが考えられるが，必要なもののみについて行い，その結果を記載すれば足りる。③脳波検査，④CT等もこれに当たるが，本人の症状に照らして，必要なもののみについて行えば足りる。  
知能検査，心理学的検査については，①WAIS-III成人知能検査，②田中ビネー知能検査，③HDS-R長谷川式認知症スケール，④柄澤式「老人知能の臨床的判定基準」などが考えられるが，必要なもののみについて行えば足りる。

#### 〈備考欄〉

- 診断が未確定の時の今後の見通し，必要な検査などを記載する。この診断書を作成するため受診した場合はその旨記載し，従前から診察をしていた場合は，どのような経緯・目的で診療を受けていたのかを簡潔に記載する。

3 判断能力についての意見（下記のいずれかをチェックするか、（意見）欄に記載する）

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

（意見）

判定の根拠（検査所見・説明）

備考（本人以外の情報提供者など）

ガイドライン

〈判断能力判定〉

- 裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載する。4項目のいずれかをチェックすることもできるし、その記載を参考に、個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできる。

a 「自己の財産を管理・処分することができない。」

日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度（後見に相当する。）。

b 「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。」

日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度（保佐に相当する。）。

c 「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。」

重要な財産行為（不動産・自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）という程度（補助に相当する。）。

d 「自己の財産を単独で管理・処分することができる。」

後見、保佐又は補助のいずれにも当たらない程度。

任意後見の申立てにおいては、本人の判断能力が不十分な状態（著しく不十分又は判断能力を欠く場合を含む。）であることが分かれば、そのうちのどの程度に当たるかまで判断する必要がないため、そのような観点から意見を記載することで足りる。

なお、本人の判断能力の具体的な程度が明らかであれば事後の手続の円滑な進行に役立つため、判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれる（「診断書作成の手引」第2の2、p.5～6参照）。

〈判定の根拠〉

- 判断能力判定に必要な検査の所見及び判定を導いた理由の要点を記載する。

知能検査、心理学的検査は、判断能力判定の必要に応じて実施すれば足りる。検査を実施した場合、実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては、それを用いてもよい（その場合には、検査を実施した場所、検査日時についても記載する。）。

説明については、現在の精神の状態等（検査の所見も含む。）から診断結果を導いた理由の要点について簡潔に記載する。精神医学的診断は明らかであっても、原則として判断能力の判定について説明を要する。

〈備考欄〉

- 前提事実についての情報源（説明した者の本人との関係及び名前等）その他の事項のうち、裁判所の判断に当たって参考となることがあれば記載する。

診 断 書 記 載 例

1 氏名	鈴木 A 太郎	(男)・女
生年月日	M・T・(S)・H	3 年 ○ 月 ○ 日生 ( 71 歳)
住所	東京都○□区×○町▽△番○号	
2 医学的診断		
診断名	健忘症候群 (血管性認知症の疑い)	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	5 年ほど前から記憶力の低下が見られ, 2 年ほど前から時間見当識障害が顕著になる。現時点では健忘症状を主とし, 認知症の初期が疑われるが, 断定はできない。 10 年前より糖尿病や高血圧症で通院加療中。	
備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)	血糖及び血圧コントロールに注意し, 経過を追う必要あり。必要に応じて頭部CTを行う。漸次悪化のおそれあり。	
3 判断能力についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見) 欄に記載する)	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)	
判定の根拠 (検査所見・説明)	長谷川式認知症スケール22点。場所的及び対人的見当識は保たれており, 応答にも問題は無い。日常生活は特に問題がない。しかし, 自宅兼工場の増改築に際して融資を受けるための書類に不備が多いことを銀行から指摘されたことがある。注意力, 判断力の低下を自覚し, 長男に援助を求めた。妻からも同様の状況を聞いている。	
備考 (本人以外の情報提供者など)	妻 (鈴木 E 子)	

以上のとおり診断します。

平成 12 年 7 月 17 日

病院又は診療所の名称・所在地 東京都○×区△○町□□番○号 A野総合病院  
担当診療科名 精神科  
担当医師氏名 ○ ○ ○ ○ 印



(平成29年10月)





## 診 断 書 (成年後見用)

1 氏 名 _____ 男・女	
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 ( 歳)
住 所 _____	
2 医学的診断	
診断名 _____	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
備考 (診断が未確定の時の今後の見通し, 必要な検査など)	
3 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかにチェックして下さい。)	
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。	(後見開始相当)
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。	(保佐開始相当)
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。	(補助開始相当)
<input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。	
判定の根拠 (検査所見・説明)	
※以下のテストを実施している場合は, ご記入ください。	
HDS-R <input type="checkbox"/> 実施 ( _____ 点, 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日実施)	<input type="checkbox"/> 実施不可
MMSE <input type="checkbox"/> 実施 ( _____ 点, 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日実施)	<input type="checkbox"/> 実施不可
知能検査 (IQ= _____, _____ 歳程度, 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日実施)	
備考 (本人以外の情報提供者など)	
4 被診断者本人の現状について (下記のいずれかにチェックして下さい。)	
(1) 意思疎通について: <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 空腹や痛みを訴えることがあるのみ <input type="checkbox"/> 左記以外	
(2) 回復の可能性 : <input type="checkbox"/> 極めて低い <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	

以上のとおり診断, 回答します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病院又は診療所の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
担当医師の氏名 : \_\_\_\_\_  
担当医師の診療科名 : \_\_\_\_\_ 科  
連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

## 鑑定についてのお尋ね

大分家庭裁判所

- 1 家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合、お引き受けいただけますか。

(一般的には、主治医の方をお願いしております。)

引き受ける。

引き受けられない。

(理由 \_\_\_\_\_ )

引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏 名 \_\_\_\_\_

病院等の名称 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

- 2 以下は、鑑定をお引き受けいただける場合にお答えください。

- (1) 鑑定費用(検査料, 諸経費等を含む)はいくらでお願いできますか。

3万円       5万円       7万円       その他(      )円

(一般的には、5～10万円をお願いしております。)

- (2) 鑑定期間(鑑定依頼書がお手元に届いてから、鑑定書を作成し発送するまで期間)はどのくらいになるでしょうか。

(一般的には、1か月程度で提出していただいています。)

約1か月

- (3) 「鑑定書作成の手引」の送付は必要ですか。

必要       不要

- (4) 鑑定依頼書面等はどちらに送付すればよろしいでしょうか。

診断書記載の病院等の所在地と同じ

下記の連絡先への送付を希望する

病院等の名称 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました。

# 成年後見制度の診断書，鑑定書を作成いただく医師の方へ

大分家庭裁判所

日頃から，成年後見制度についてご理解とご協力をいただき，ありがとうございます。診断書，鑑定書を作成していただくにあたって，いくつかお願いしたいことがございますので，よろしくお願いたします。

## 1 診断書について

- (1) 成年後見制度の申立てにあたっては，本人の状況を明らかにするため，**家庭裁判所が用意した書式での診断書**を添付してもらうことになっております。
- (2) 診断書の内容や今後の鑑定等について，家庭裁判所職員から電話で確認させていただくことがあります。申立てをした方（親族等）の承諾を得た上で行ってまいりますので，よろしくお願いたします。なお，診断書を作成いただいた医師の方に裁判所に来ていただいて証言等を求めることは，原則としてありません。
- (3) 診断書の中には，各種知能検査の結果を記載する項目がありますが，これは，実施している場合にご記入いただくもので，本診断書を作成するにあたって必ず実施しなければならないというものではありません。
- (4) 電話等の確認をできるかぎり少なくすることによって医師の方への負担の軽減を図るため，診断書作成の際，別途「**鑑定についてのお尋ね**」にご回答下さい。

## 2 鑑定について

後見，保佐又は補助が開始されると，本人の財産の全部又は一部の管理を本人以外の人に委ねることになります。それだけに本人が真にそのような援助を必要とするかどうか医学的見地から慎重に判断することが必要になります。したがって，後見，保佐開始の申立てがされている方に関しては，いわゆる植物状態である場合又は植物状態に準じる場合（植物状態ではないが，言語又は身体反応での意思疎通ができない場合）等を除き，原則として鑑定が必要とされています。

ただし，成年後見制度は非常に身近な手続であるため，通常の民事，刑事裁判における鑑定よりも簡易なものですし，鑑定をしていただく医師の方に裁判所にお越し願うことも原則としてありません。また，**精神科医や精神保健指定医である必要もなく，通常は，本人の病状や実情を最もご存じである主治医の方にお願しております。**

診断書，鑑定書の作成方法等，ご不明の点がございましたら，診断書の手引き，鑑定書の作成の手引きを家庭裁判所で準備しておりますので，申立て先の家庭裁判所（支部）まで，お気軽にお問い合わせください。

また，最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）でも，診断書作成の手引き，鑑定書作成の手引きをご覧いただくことができますので，ご利用下さい。

# 申立事情説明書

※ この事情説明書は、申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している人）が記載してください。

※ □は該当する部分に ✓ してください。

## 第1 記入者等について

1 記入年月日 : 平成 年 月 日

2 記入者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

3 本人（ ）との関係 : \_\_\_\_\_

4 連絡先（平日昼間に連絡する際の連絡先）

自宅（電話番号 : \_\_\_\_\_）

携帯電話（電話番号 : \_\_\_\_\_）

職場（電話番号 : \_\_\_\_\_）

5 裁判所作成の成年後見制度の説明DVDの視聴について

DVDを見た。

あなたは、DVDを視聴して成年後見制度について

理解できた。 あまり理解できなかった。 全く理解できなかった。

DVDを見ていない。

6 成年後見ハンドブックの受領について

受領している。

あなたは、ハンドブックを読んで成年後見制度について

理解できた。 あまり理解できなかった。 全く理解できなかった。

受領していない。

## 第2 申立ての実情について

この申立ての主な目的は何ですか。

- 預貯金の管理（預入や引出を含む）を本人ではできなくなったことから、金融機関等から勧められた。
- 保険金又は賠償金受取のため  
（具体的内容）
- 遺産分割協議又は相続放棄のため  
被相続人 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日死亡  
（本人との関係：本人の \_\_\_\_\_ ）
- 金銭の借入  
（具体的内容）
- 不動産の処分（売却 賃貸 抵当権設定  \_\_\_\_\_ ）のため  
（具体的内容）
- その他の財産管理（年金受領、不動産賃料の受領、医療費・介護費用・税金などの支払）のため  
（具体的内容）
- 施設入所又は福祉サービス契約のため  
（具体的内容）
- 裁判所の手続（遺産分割調停や訴訟等）のため  
（具体的内容：裁判所名や事件番号など参考となる情報）
- その他（ \_\_\_\_\_ ）  
（具体的内容）

## 第3 本人について

### 1 本人の生活状況について

(1)  自宅で一人で生活している。

介護の有無について

- 家族が訪問するなどして介護をしている。
- 介護サービスを受けている。
- 特に介護を受けていない。

自宅又は家族の住居で家族と一緒に生活している。

病院, 診療所, 老人ホーム等施設に入所している。※正確な記載をお願いします。  
病院名 (施設名)

所在地 〒      ー

電 話

(2) 住民票上の住所以外で居住している場合, その住所, 連絡先を記載してください。

- 上記病院 (施設等) と同じ
- その他

住 所 〒      ー

電 話

### 2 本人の健康状態 (身体的な症状等)

(1) 各種認定について ( ) の数字等には○をつけてください。

- 介護保険の要介護認定
  - 要介護 (1 2 3 4 5)
  - 要支援
- 身体障害者 (1 級 2 級 3 級)
- 知的障害者 (A 1 A 2 B )
- 精神障害者 (1 級 2 級 3 級)

※ 認定されている場合には, その資料の写しを申立時に提出してください。

(2) 本人の介護や生活について, 相談している機関があれば, その名称, 連絡先

3 本人の主な経歴（出生，学歴，結婚，職歴等）

年月日	摘 要	年月日	摘 要
	出生		

4 本人の病歴等（病名，痴呆や障害の発現時期，通院や入院，施設通所や施設入所歴）

（記載例：平成〇年〇月                      脳梗塞で倒れる  
 平成〇年〇月～〇年〇月              △△病院入院  
 平成〇年〇月～現在                  老人福祉施設 □□□入所）

5 本人の意向について

本人はこの申立てを

- 知っている
  - 後見（保佐，補助）を開始されることへの同意の有無
    - 同意している
    - 同意していない
 （理由 ）
  - 候補者が後見人（保佐人，補助人）になることへの賛否
    - 賛成
    - 反対
- 知らない又は分からない。  
その理由は
  - 本人は理解できる状態にはない。
  - 本人は理解できる状態だが，本人に不安を与えたくないので，知らせていない。
  - 本人は理解できる状態だが，本人が申立てに反対すると思うので，知らせていない。
  - その他（ ）

6 (1) 本人の配偶者，親，子，兄弟姉妹の氏名，住所等を記入してください。

本人との関係	氏名	年齢	住所	電話番号

(2) 上記の方の中で，本件申立てを進めることに反対することが予想される方がいれば，その方の氏名と反対する理由をお書きください。

氏名	反対する理由

# 後見人等候補者事情説明書

※ この事情説明書は、候補者自身が記入してください。

※ □は該当する部分に ✓ してください。

## 1 あなたの住所，氏名について

(1) 住 所 〒 —

(2) 氏 名 \_\_\_\_\_

(3) 生 年 月 日 大正 ・ 昭和 年 月 日生 ( 歳)

(4) 本人との関係 \_\_\_\_\_

(5) 職業（勤務先） \_\_\_\_\_

(6) 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(平日昼間に連絡がつく電話番号をご記入ください)

## 2 裁判所作成の成年後見制度の説明DVDの視聴について

DVDを見た。

あなたは、DVDを視聴して成年後見制度について

理解できた。 あまり理解できなかった。 全く理解できなかった。

DVDを見ていない。

## 3 成年後見ハンドブックの受領について

受領している。

あなたは、ハンドブックを読んで成年後見制度について

理解できた。 あまり理解できなかった。 全く理解できなかった。

受領していない。

## 4 身上・経歴・生活状況

(1) あなたの家族

氏 名	年 齢	続 柄	職 業, 学 籍	同居・別居の別

(2) あなたの主な経歴（出生，学歴，職歴等）

年月日	学歴・職歴等	年月日	学歴・職歴等

(3) あなたの経済状態

① 収入

- 給与収入は（月額 年額）で 円
- 事業収入は（月額 年額）で 円
- 年金収入は（月額 年額）で 円
- その他（ ）

② 資産等

ア 不動産

種別	所在地	現状，使用状況など

イ 預貯金等

種別	銀行名など	金額	備考

ウ 負債

債権者（借入先）	金額	借入目的

(4) あなたの健康状態

- 良好である
- 持病（ ）はあるが、概ね良好である
- その他（ ）

(5) これまでに、あなた又はあなたの配偶者並びに直系血族は、本人に対して訴訟をしたことがありますか。

- 無い
- 有る

(6) これまでに、あなたは、破産宣告を受けたことがありますか。

- 無い
- 有る（それはいつですか ）

(7) これまでに、成年後見人に選任された後、解任されたことがありますか。

- 無い
- 有る

5 成年後見人，保佐人又は補助人に選任されることについて

- 承諾する
- 承諾しない。

理 由  親族間で紛争がある。  第三者後見人を希望する。  
 その他

6 今後の方針

本人所有の不動産の処分，本人の医療費の立て替え分や借金の立て替え分等その他支払いの予定，療養看護の方針・計画を記載してください。

※ 各項目の添付書類を必ず提出してください。

(本人氏名: \_\_\_\_\_) 申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 財 産 目 録(平成 年 月 日現在)

※書ききれない場合には、適宜紙を足してください。

#### 1 不動産(土地・建物)

登記事項証明書を見て記入してください。(  登記事項証明書添付  固定資産評価証明書添付 )

※未登記物件については固定資産評価証明書等を参考にしてください。

	所在, 地番	地目 種類 (家屋番号)	地積 床面積 (㎡)	固定資産評価額(円)	管理状況等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
	合計				

#### 2 預貯金

通帳を記帳した上で末尾の金額を記入してください。(  預貯金通帳の写し添付  残高証明書添付 )

※総合口座の場合は定期の有無の確認を忘れずに!!

	金融機関名・支店名	種類	口座番号 記号番号	金額	口座名義人	保管者	主な用途
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合計金額						

### 3 現金

	保管者	金額	用途	備考
1				
2				

### 4 保険

証書を見て記入してください。 (  保険証書の写し添付 )

	保険会社	種類	証券番号	保険金額	契約日 満期日	契約者	被保険者	受取人
1								
2								
3								
4								
5								

### 5 有価証券(株式, 国債, 社債, 手形など)

証書を見て記入してください。 (  証書の写し等添付 )

	銘柄	株数	時価	保管者	備考
1			概ね 円		
2			概ね 円		
3			概ね 円		

### 6 貸金

契約書等を見て記入してください。 (  契約書の写し等添付 )

	債権の種類	貸付日	債務者	貸付金額	残額	回収の状況
1						
2						
3						
	合計金額					

### 7 負債

契約書等を見て記入してください。 (  契約書の写し等添付  請求書添付 )

	債務の種類	借受日	債権者	借受金額	残額	返済の状況
1						
2						
3						
	合計金額					

## 【記載例】

(本人氏名: ○ ○ ○ ○ )申立人氏名 ○ ○ ○ ○ 印

### 財産目録(平成○○年○○月○○日現在)

※書ききれない場合には、適宜紙を足してください。

#### 1 不動産(土地・建物)

書類が揃ったらチェックをしてください。

登記事項証明書を見て記入してください。(  登記事項証明書添付  固定資産評価証明書添付 )

※未登記物件については固定資産評価証明書等を参考にしてください。

No.	所在, 地番	地目 種類 (家屋番号)	地積 床面積 (㎡)	固定資産評価額(円)	管理状況等
1	〇〇市〇〇町△△番地	宅地	123.32	12,345,678	下記居宅の敷地
2	〇〇市〇〇町△△番地	居宅 (△△番〇)	1階80.00 2階20.00	2,109,876	本人居住中
3	△△町※※〇〇番地	田	543.21	1,098,765	申立人が耕作
4	△△市☆☆町△△番地	宅地	150.32	12,345,678	〇〇に駐車場として月額2万円で貸している
5	◎◎市××町△△番地	宅地	200.99	10,000,000	下記居宅の敷地, 抵当権付(月々7万円ずつ返済)
6	◎◎市××町△△番地	居宅 (※※番〇)	1階120.00 2階70.00	7,000,000	申立人居住中, 上記不動産と共同担保
7	□□町〇〇番地△△マンション	居宅 (□□番〇)	7階部分 70.00	7,000,000	本人持分2分の1, 二女〇〇が居住中
8					
	合計			51,899,997	

#### 2 預貯金

書類が揃ったらチェックをしてください。

通帳を記帳した上で末尾の金額を記入してください。(  預貯金通帳の写し添付  残高証明書添付 )

※総合口座の場合は定期の有無の確認を忘れずに！！

No.	金融機関名・支店名	種類	口座番号 記号番号	金額	口座名義人	保管者	主な用途
1	〇〇銀行△△支店	普通	1234567	543,210	本人	申立人	年金受領
2	〃	定期	234567	1,000,000	本人	申立人	
3	□□農業協同組合△△支店	普通	456-7890	1,876,543	本人	申立人	施設費用支払
4	ゆうちょ銀行	通常	345678- 90123456	210,987	本人	申立人	公共料金支払
5	☆☆信託銀行□□支店	普通	555666	1,500,000	本人	申立人	不動産5, 6の 住宅ローン支払
6							
7							
8							
9							
10							
	合計金額			5,130,740			

### 3 現金

	保管者	金額	用途	備考
1	申立人	12,345円	日常の収支対応のため	金銭出納帳につけて管理
2				

### 4 保険

書類が揃ったらチェックをしてください。

証書を見て記入してください。

(  保険証書の写し添付 )

	保険会社	種類	証券番号	保険金額	契約日 満期日	契約者	被保険者	受取人
1	かんぽ	生保	0123456789	満期200万円 死亡1000万円	H10.5.1 H25.10.30	本人	本人	□□□□ (本人の妻)
2								
3								
4								
5								

### 5 有価証券(株式, 国債, 社債, 手形など)

証書を見て記入してください。

書類が揃ったらチェックをしてください。

(  証券の写し等添付 )

	銘柄	株数	時価	保管者	備考
1	〇〇株式会社	1000株	概ね 100万円	申立人	
2	国債		概ね 100万円	申立人	
3			概ね 円		

### 6 貸金

書類が揃ったらチェックをしてください。

契約書等を見て記入してください。

(  契約書の写し等添付 )

	債権の種類	貸付日	債務者	貸付金額	残額	回収の状況
1	会社への貸付	H18.1.1	〇〇有限会社	1,000,000円	550,000円	毎月2万円ずつ受領
2						
3						
	合計金額			1,000,000円	550,000円	

### 7 負債

書類が揃ったらチェックをしてください。

契約書等を見て記入してください。

(  契約書の写し等添付  請求書添付 )

	債務の種類	借受日	債権者	借受金額	残額	返済の状況
1	住宅ローン	H16.1.1	住宅金融公庫	35,000,000円	24,000,000円	毎月7万円ずつ返済
2						
3						
	合計金額			35,000,000円	24,000,000円	

## 収支状況報告書（平成 年 月現在）

### 1 定期的収入

注) 数か月に1回支給されるものは必ず月額に直して記入してください。

内容	金額(月額)	備考
年金	月額 円	2か月分( 円) ÷ 2
	月額 円	
合計	円	・・・①

### 2 定期的支出

注) 病院費用や施設費用など、毎月金額が変動する支出については、最近3か月間のを平均して記入してください。

内容	金額(月額)	備考
(1) 日常的な支出		
施設利用料	月額 円	
医療費	月額 円	
	月額 円	
(2) 税金, 社会保険料等		
健康保険料	月額 円	
介護保険料	月額 円	
固定資産税	月額 円	年額( 円) ÷ 12
	月額 円	
(3) 債務		
住宅ローン返済	月額 円	
	月額 円	
(4) その他	月額 円	
合計	円	・・・②

### 3 収支

定期的収入合計 ( ① 円)	－	定期的支出合計 ( ② 円)	=	計 ( 円)
収支が赤字の場合の補填方法:(			が負担する。)	

#### 4 臨時収入(今後の予定)

内容	金額	備考

#### 5 臨時支出(今後の予定)

内容	金額	備考

【記載例】

# 収支状況報告書 (平成〇〇年〇〇月現在)

## 1 定期的収入

注) 数か月に1回支給されるものは必ず月額に直して記入してください。

内容	金額(月額)	備考
年金	月額 80,000円	2か月分(160,000円)÷2
賃料収入	月額 70,000円	〇〇に貸している土地代
株式配当金	月額 1,000円	
	月額 円	
合計	151,000円	

## 2 定期的支出

注) 病院費用や施設費用など、毎月金額が変動する支出については、最近3か月間のを平均して記入してください。

内容	金額(月額)	備考
(1) 日常的な支出		
施設利用料	月額 30,000円	
医療費	月額 10,000円	
生命保険料	月額 10,000円	
家賃	月額 10,000円	
光熱費	月額 11,000円	水道, 電気, ガス
電話料金	月額 2,100円	
雑費	月額 10,000円	衣服, 散髪等
	月額 円	
(2) 税金, 社会保険料等		
健康保険料	月額 6,000円	
住民税	月額 2,000円	
固定資産税	月額 10,000円	年額(120,000円)÷12
所得税	月額 2,000円	
介護保険料	月額 4,000円	
天引きされた金額を収入にあげている時は記入の必要はありません	月額 円	
	月額 円	
	月額 円	
	月額 円	
(3) 債務		
住宅ローン返済	月額 70,000円	
	月額 円	
(4) その他		
	月額 円	
合計	177,100円	

## 3 収支

定期的収入合計(151,000円)－定期的支出合計(177,100円)＝ (概ね)▲26,100円

収支が赤字の場合の補填方法:(例 △△が負担する。)

#### 4 臨時収入(今後の予定)

内容	金額	備考
生命保険金	3,000,000円	平成23年10月受取予定
	3,000,000円	

#### 5 臨時支出(今後の予定)

内容	金額	備考
手術費用	200,000円	平成22年5月ころ
	200,000円	

# 同意書

私は、次のことに同意します。

本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判をすること。

本人の成年後見人（保佐人・補助人）に、候補者である（ ）  
が選任されること。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名（署名） \_\_\_\_\_ 印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

電話 \_\_\_\_\_

## 同意書に記入される前にお読みください

この書類は、後見等開始事件の申立てにあたり、ご提出をお願いしている  
ものです。申立ての内容に同意されている場合に、自筆でのご記入、押印の  
うえ、申立人にお渡しく下さい。

なお、家庭裁判所からあらためて電話や書面によってご意向を確認させて  
いただく場合があります。

また、最終的な家庭裁判所の判断として、別の成年後見人等が選任される  
こともあります。

## 親族の同意書について

家庭裁判所は、審理の参考とするため、ご本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要及び成年後見人等候補者の氏名を伝え、これらに関する意向を照会する場合があります。親族の皆様にも異論がなく、本件手続に賛成の場合は、申立時に親族の同意書を提出していただきますと、手続が比較的速やかに進行します。

同意書が必要な親族の範囲は、ご本人に配偶者と20歳以上の子どもがいる場合は、配偶者と子ども全員です。子どもがなく、配偶者と両親がいる場合は、配偶者と両親です。子どもも両親もなく、配偶者ときょうだいがいる場合は、配偶者ときょうだいの同意書が必要になります。

ただし、高齢やご病気のため同意書を得ることが困難であるとか、これまでのいきさつから同意を得ることが難しいといった事情がある場合には、申立時に、同意書を提出していただかなくてもけっこうです。

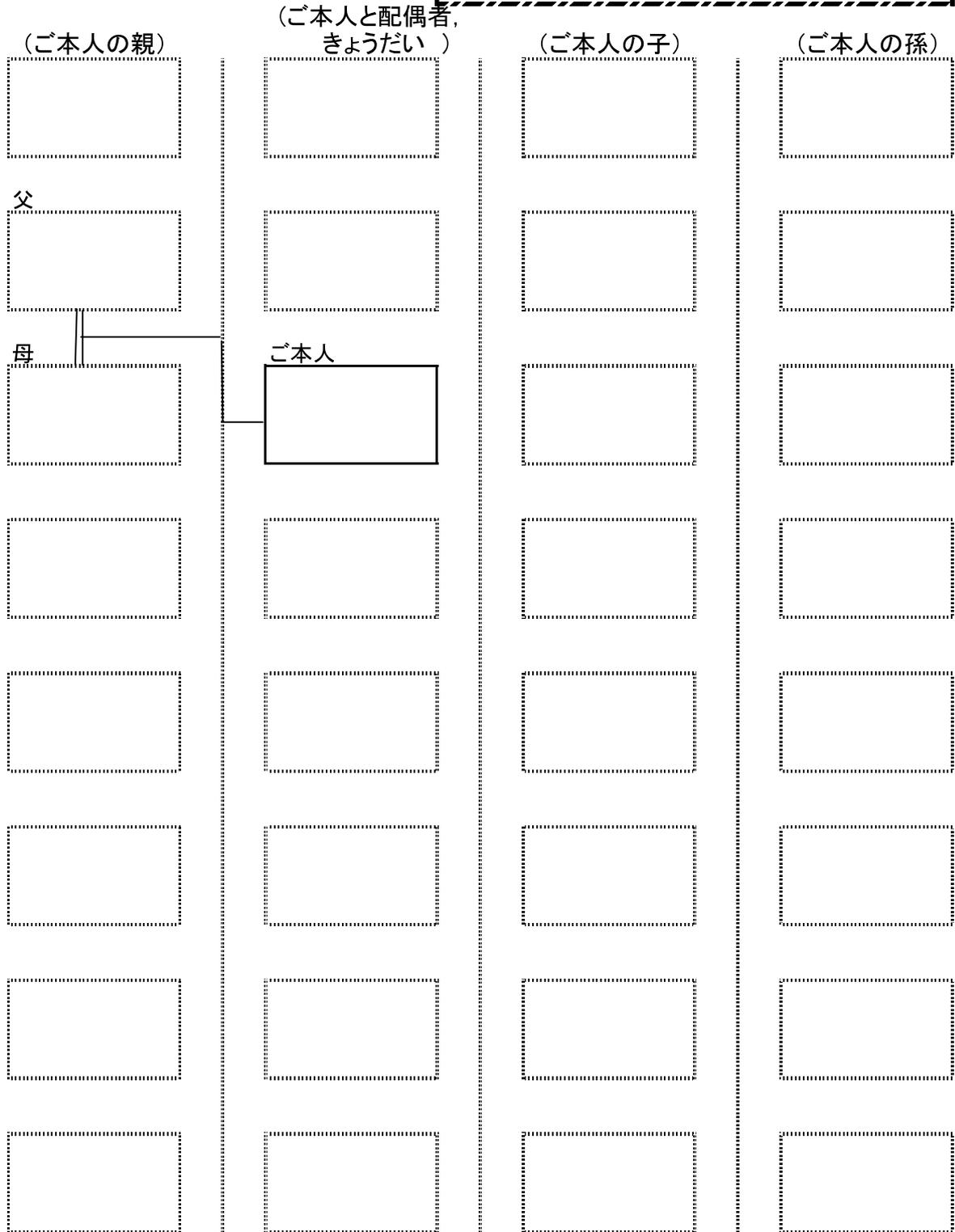
なお、親族同意書を提出していただいている方についても、裁判所から意向を直接確認させていただくこともあります。

### 《記入例》

<b>同 意 書</b>	
私は、次のことに同意します。	
本人（ <b>乙山一子</b> ）について、後見（保佐・補助）開始の審判をすること。	
本人の成年後見人（保佐人・補助人）に、候補者である（ <b>甲野一男</b> ）が選任されること。	
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
住所	<u>大分市△△町1-2-3</u>
氏名（署名）	<u>丙 田 二 子</u> ㊟
生年月日	大・ <u>昭</u> ・平 22 年 2 月 2 日
電話	<u>097 - △△△ - △△△△</u>

# 親 族 関 係 図

記載していただく親族  
 1 ご本人の配偶者・子ども  
 2 (子どもがいない場合)配偶者とご本人の親  
 3 (子ども・親がいない場合)配偶者とご本人の兄弟姉妹



## 親族関係図の書き方について

### 1 ご本人に配偶者と子どもがいるとき

配偶者と子ども全員を記入してください。

配偶者が亡くなっている場合は、氏名と死亡年月日を記載し、斜線を引いてください。子どもが亡くなっているときは孫を記入してください。

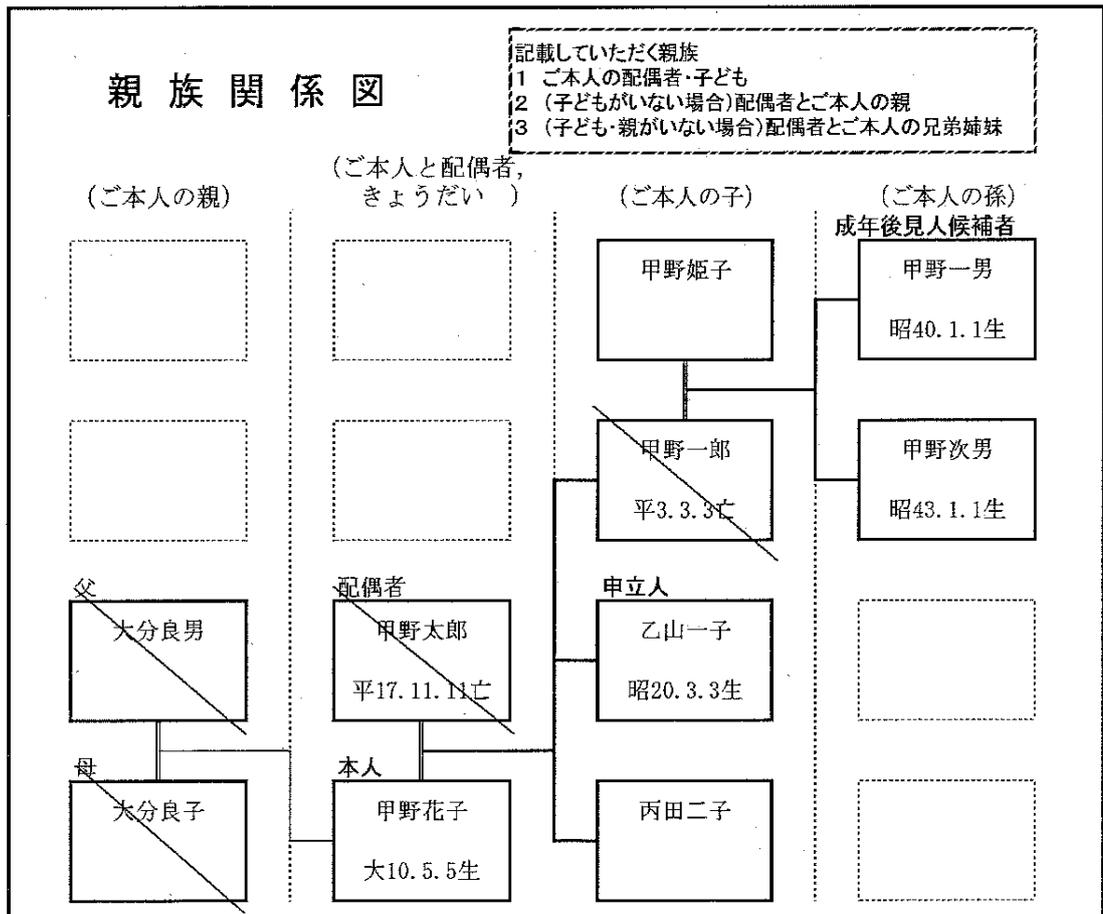
### 2 子どもがいないとき

配偶者と両親を記入してください。(配偶者がいなければ両親のみ)

ご両親が亡くなっている場合は、配偶者と兄弟姉妹を記入してください。(配偶者がいなければ兄弟姉妹のみ)

※「本人」「申立人」「候補者(申立人兼候補者)」の表示も記入例のように記載してください。

## 《記入例》



(本人氏名: \_\_\_\_\_) 申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**遺 産 目 録 (被相続人 \_\_\_\_\_)**

本人の法定相続分 ( \_\_\_\_\_ 分の \_\_\_\_\_ )

※書ききれない場合には、適宜紙を足してください。

**1 不動産(土地・建物)**

登記事項証明書を見て記入してください。

※未登記物件については固定資産評価証明書等を参考にしてください。

	所在, 地番	地目 種類 (家屋番号)	地積 床面積 (㎡)	固定資産評価額(円)	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
	合計				

**2 預貯金**

通帳を記帳した上で末尾の金額を記入してください。

※総合口座の場合は定期の有無の確認を忘れずに！！

	金融機関名・支店名	種類	口座番号 記号番号	金額	口座名義人	保管者	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合計金額						

### 3 現金

	保管者	金額	用途	備考
1				
2				

### 4 保険

証書を見て記入をしてください。

	保険会社	種類	証券番号	保険金額	契約者	被保険者	受取人
1							
2							
3							
4							
5							

### 5 有価証券(株式, 国債, 社債, 手形など)

証書を見て記入をしてください。

	銘柄	株数	額面金額	保管者	備考
1			円		
2			円		
3			円		

### 6 貸金

契約書等を見て記入をしてください。

	債権の種類	貸付日	債務者	貸付金額	残額	備考
1						
2						
3						
	合計金額					

### 7 負債

契約書等を見て記入をしてください。

	債権の種類	借受日	債権者	借受金額	残額	備考
1						
2						
3						
	合計金額					

## 【記載例】

(本人氏名: ○ ○ ○ ○ ) 申立人氏名 ○ ○ ○ ○ 印

### 遺 産 目 録 (被相続人 ○ ○ ○ ○ )

本人の法定相続分 (                      分の                      )

※書ききれない場合には、適宜紙を足してください。

#### 1 不動産(土地・建物)

登記事項証明書を見て記入してください。

※未登記物件については固定資産評価証明書等を参考にしてください。

No.	所在, 地番	地目 種類 (家屋番号)	地積 床面積 (㎡)	固定資産評価額(円)	備 考
1	〇〇市□□町△△番地	宅地	123.32	12,345,678	
2	〇〇市□□町△△番地	居宅 (△△番〇)	1階80.00 2階20.00	2,109,876	
3	△△町※※〇〇番地	田	543.21	1,098,765	
4	△△市☆☆町△△番地	宅地	150.32	12,345,678	
5	◎◎市××町△△番地	宅地	200.99	10,000,000	
6	◎◎市××町△△番地	居宅 (※※番〇)	1階120.00 2階70.00	7,000,000	
7	□□町〇〇番地△△マンション	居宅 (□□番〇)	7階部分 70.00	7,000,000	
8					
合計				51,899,997	

#### 2 預貯金

通帳を記帳した上で末尾の金額を記入してください。

※総合口座の場合は定期の有無の確認を忘れずに!!

No.	金融機関名・支店名	種類	口座番号 記号番号	金額	口座名義人	保管者	備 考
1	〇〇銀行△△支店	普通	1234567	543,210		申立人	
2	〃	定期	234567	1,000,000		申立人	
3	□□農業協同組合△△支店	普通	456-7890	1,876,543		申立人	
4	ゆうちょ銀行	通常	345678- 90123456	210,987		申立人	
5	☆☆信託銀行□□支店	普通	555666	1,500,000		申立人	
6							
7							
8							
9							
10							
合計金額				5,130,740			

### 3 現金

	保管者	金額	用途	備考
1	申立人	12,345円	日常の収支対応のため	金銭出納帳につけて管理
2				

### 4 保険

証書を見て記入をしてください。

	保険会社	種類	証券番号	保険金額	契約者	被保険者	受取人
1	かんぽ	生保	0123456789	満期200万円	〇〇〇〇	〇〇〇〇	本人
2	〇〇生命	生保	111111	死亡1000万円	〇〇〇〇	〇〇〇〇	指定なし
3							
4							
5							

### 5 有価証券(株式, 国債, 社債, 手形など)

証書を見て記入をしてください。

	銘柄	株数	額面金額	保管者	備考
1	〇〇株式会社	1000株	100万円	申立人	
2	国債		100万円	申立人	
3			円		

### 6 貸金

契約書等を見て記入をしてください。

	債権の種類	貸付日	債務者	貸付金額	残額	備考
1	会社への貸付	H18.1.1	〇〇有限公司	1,000,000円	550,000円	毎月2万円ずつ受領
2						
3						
	合計金額			1,000,000円	550,000円	

### 7 負債

契約書等を見て記入をしてください。

	債権の種類	借受日	債権者	借受金額	残額	備考
1	住宅ローン	H16.1.1	住宅金融公庫	35,000,000円	24,000,000円	毎月7万円ずつ返済
2						
3						
	合計金額			35,000,000円	24,000,000円	